

# 新・奈良市行財政改革重点取組項目

## 取組結果

(平成30年度～令和3年度)

令和5年1月

奈良市行財政改革推進本部

# 目次

①市税徴収・債権回収の強化と更なる歳入の確保	1 ページ
②健全で安定した下水道事業の確立	3 ページ
③ごみの減量による焼却施設管理コストの縮減	4 ページ
④外郭団体の経営自立化	6 ページ
⑤公共施設の運営効率化	7 ページ
⑥小中学校の規模適正化	9 ページ
⑦幼保施設の機能と担い手の最適化	10 ページ
⑧職員定数の最適化・給与制度見直しによる人件費の縮減	12 ページ
⑨ごみ関連業務の段階的な民間委託の拡大	13 ページ

## 【達成状況の評価】

- A : 計画どおり達成した
- B : ある程度達成した
- C : 当初見込んでいた程の達成はできなかった

# 1 市税徴収・債権回収の強化と更なる歳入の確保

<b>目的</b>	税及び税外債権の徴収強化及び債権整理を進め、税負担等の公平性を担保するとともに、奈良市歳入の確保に努める。
-----------	---

## ■ 目標

数値目標	目標指数		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	市税の徴収率 (現年・滞繰合計) H29決算 96.77%	単位 %	96.85	96.93	97.00	97.44
		(実績)	97.15	97.28	96.59	97.19
	目標指数		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険料の 徴収率 (現年・滞繰合計) H29決算 81.86%	単位 %	82.50	83.00	83.50	84.00	
	(実績)	82.44	83.40	84.10	83.53	

**達成状況 (R3年度末時点)**  
市税においては、滞納早期からの納税勧奨と差押えを含む滞納処分を実施したことにより、徴収率は目標値には届かなかったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により滞納整理を抑制する前の水準に回復した。国民健康保険料においては、差押え執行件数は増加し、国保料口座振替世帯も増加したが、徴収率は83.53%となり、令和2年度に比べ0.57%下がった。

## ■ 年度計画

実施事項	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 滞納初期段階からの滞納整理の着手	催告、財産調査の早期着手による滞納処分の確実な対応	公売による債権回収の強化	現年～初期段階での差押強化	調査による滞納者の見極めと滞納処分の確実な実施
② 差押業務の実施(国民健康保険料)	対象事業の選定・催告の徹底・財産調査の実施	財産調査の実施・差押の執行	差押の執行	・収納率向上のため国民健康保険料口座振替基本化実施 ・安定した滞納処分運営
③ 企業誘致の推進	方針検討(対象業種・候補地・支援策等)	・奈良県と連携した誘致活動 ・活動と連動した条件整備	・奈良県と連携した誘致活動 ・活動と連動した条件整備	・優遇制度を活用した誘致活動 ・企業への効果的な情報発信
④ 児童手当による徴収(学校給食費)	導入に向けて準備	導入・実施	実施	実施・申出書提出の勧奨
⑤ 支払督促等による徴収強化(学校給食費)	実施に向けて催告等の徹底	対象事業の選定・最終催告	実施	法定手続実施
平成30年度の取組内容	①	色付き(黄色)催告封筒の活用により納付の推進を図った。また催告、財産調査の早期着手により、早い段階から差押等の処分を進めた。		
	②	平成30年度中に現年度分・滞納繰越分ともに年間4回にわたり催告書を発送した。また、滞納整理課と連携した財産調査情報に基づき、交付要求を実施した。		
	③	奈良県が開催する企業立地セミナーに参加し情報収集を行った。また、企業立地について優遇制度や規制緩和等、企業ニーズのヒアリングを行った。		
	④	児童手当を利用した徴収強化に係る連絡調整会議を関係課と定期的に開催し、事務処理手順やシステム連携のための調整を行った。		
	⑤	年2回(12月、2月)、色付き(赤色)封筒による催告書送付にて、納付の推進を図った。学校給食費管理マニュアルの作成に取り組んだ。		
令和元年度の取組内容	①	公売の強化に取り組み、13件の公売を実施した(平成30年度5件)。現時点では公売の成立は無いが、各事案とも公売を継続している。		
	②	奈良県国民健康保険団体連合会事務支援センターと連携し、令和元年8月からコールセンターでの電話催告を実施した。また、滞納整理課と連携し財産調査をもとに悪質な滞納者に対し、特別に催告を発送し納付相談の進展に努めるとともに、応じない者への差押を7件執行した。		
	③	企業誘致の基本的な方向性を定め、固定資産税の優遇制度・緑地の規制緩和に関する条例の制定や、不動産団体との連携協定の締結に向けた手続きを実施した。令和2年度の誘致活動に向けて、企業誘致のパンフレットを作成した。		
	④	滞納となった学校給食費を児童手当から天引きして徴収する制度の運用を開始した。		
	⑤	支払督促による債権回収の実施に向け、学校給食費と学童保育利用料の債権所管課で収集している情報を相互に活用するため、対象事業について個人情報保護審議会に諮問し、審議会の意見を受けつつ情報共有を推進した。		

令和2年度の取組内容	①	新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難となった者に対して、新たに法定された1年間を上限に納税を猶予することができる徴収猶予の特例制度を広く周知・案内し、691件許可したこと等により、差押件数は前年度の1,361件から343件に減ることとなった。
	②	特に悪質な滞納者、6件に対し、滞納整理課と連携した財産調査をもとに、特別に催告を送り納付相談の進展に努め、その段階で、資格適正化等により差押えの対象から除いた者以外、最終的に応じない滞納者に対し差押を3件執行した。
	③	新型コロナウイルス感染症の影響でオフィスの地方分散が見込まれることから、IT・クリエイティブ系企業の市内への立地・集積を図ることを目的に誘致活動を行った。都市部の企業がサテライトオフィスを設置する際の初期費用を支援するために創設した制度を活用し、東京本社のIT企業1社が奈良支店を開設した。
	④	児童手当からの申出徴収について、催告書発送時に申出書の提出についての文書を同封した。
	⑤	個人情報保護審議会に諮問した事案のうち5件を対象に、3課連名(保健給食課・地域教育課・滞納整理課)で「訴訟手続移行予告通知兼催告書」を送付した。4課分(子ども育成課・住宅課・地域教育課・保健給食課)の税外債権の回収を、滞納整理課が取りまとめ弁護士委託した。
令和3年度の取組内容	①	令和2年度に許可した徴収猶予の特例制度の猶予期間が終了し、租税負担の公平性の担保及び納税秩序の維持を図るため、適切に滞納処分を実施した。また、積極的に財産調査を実施し、担保力が回復しているものに対しては、差押えを実施した。差押件数は前年度の343件から1,279件に増加し、コロナ禍による滞納処分抑制前の水準に回復した。
	②	今年度後半より月10件ペースで、滞納者に差押予告を43件送り、その後、資格適正化等の処理及び分納約束などを除き、無反応等などの悪質滞納者13件に対し、滞納整理課と連携した財産調査をもとに、預金の差押えを執行した。
	③	サテライトオフィスを設置する企業を対象に初期費用を支援する制度を活用し、IT・クリエイティブ系企業の立地・集積に向けた誘致活動を行い、総合人材サービス企業と立地協定を締結した(令和4年4月開設)。企業誘致の推進を一つの目的として、奈良先端科学技術大学院大学、奈良工業高等専門学校と産業界においての連携協定を締結した。
	④	児童手当からの申出徴収について、継続して催告書発送時に申出書の提出についての文書を同封した。
	⑤	新たに2件を対象に、3課連名(保健給食課・地域教育課・滞納整理課)で「訴訟手続移行予告通知兼催告書」を送付した。令和2年度に生じた学校給食費の未収債権等について、弁護士に回収を委託している債権に追加した。

取組の達成状況 (R3年度末時点) 下段：上記の説明	①	B: ある程度達成した 滞納事案に対して早期の納税勧奨と差押えを含む滞納処分に取り組んだ結果、市税の徴収率は目標値には届かなかったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により滞納整理を抑制した令和2年度より前の水準に回復した。
	②	B: ある程度達成した 差押え執行件数は前年度と比べ増(3件から13件)であった。国保料の口座振替世帯加入率もページ口座登録及びWeb口座振替受付サービスなどにより微増(1.73%)であったが、今年度の徴収率は0.57%下がった。
	③	B: ある程度達成した IT・クリエイティブ系企業の立地・集積に向けた誘致活動を行い、総合人材サービス企業と立地協定を締結した。
	④	B: ある程度達成した 令和3年度に計4回、児童手当から計1,116,018円を申出により徴収した。
	⑤	B: ある程度達成した 「訴訟手続移行予告通知兼催告書」の送付後、支払督促に至る前に1件は全額納付され、残りの1件も分割納付の申出があった。弁護士委託した学校給食費について、令和3年度中に計7,366,260円を回収した。

計画期間(平成30年度～令和3年度)の主な成果及び今後の方向性	①	計画期間の前半においては、催告や財産調査に早期着手するとともに、公売を実施するなど徴収力の向上に努め、目標を上回る徴収率となった。新型コロナウイルス感染症の流行以降については、きめ細やかな納税相談により、納税義務者の担保力を見極め、適切な特例制度運用と滞納処分を実施した。今後は、電話催告を継続的・悉皆的に実施するなど、滞納事案の早期解決を図り、租税負担の公平性の担保と財源の確保に寄与すべく、徴収努力を継続する。
	②	差押えの執行件数及び国保料の口座振替世帯の増加。収納率向上を目指し、次年度より差押え処分の専門職員(国税OB)による差押え執行件数等をより増やし、滞納処分強化に重点を置く。
	③	規制緩和や優遇制度を整備するとともに、作成したパンフレットやホームページなどをもとに発信に努めた。令和2年度には、新たに整備した補助金対象第1号として、IT企業の誘致が実現し、令和3年度には、同第2号として、総合人材サービス企業と立地協定を締結することができた。引き続き優遇制度の周知に努め、奈良先端科学技術大学院大学、奈良工業高等専門学校に奈良女子大学を加えた連携を図ることで、本市のさらなる魅力発信を行い、IT・クリエイティブ企業の誘致を推進していく。
	④	令和2年10月、令和3年2・6・10月、令和4年2月の計5回の児童手当から計1,358,872円を申出により徴収した。今後も催告書発送時に申出書の提出についての文書を同封し、児童手当からの確実な徴収を図っていく。
	⑤	外部委託(弁護士)による債権回収では、令和2～3年度の2年間で学校給食費総委託金額のうち55.04%にあたる19,535,379円を回収できた。今後も支払督促を前提とした債権回収も含め、徴収強化に向けた取り組みを実施する。

担当部署	総務部 滞納整理課 福祉部 国保年金課 観光経済部 産業政策課 教育部 保健給食課	関係部署	各債権所管課
------	--	------	--------







## 2 健全で安定した下水道事業の確立

目的	重要なライフラインのひとつである下水道を将来にわたって健全に維持していくため、下水道事業会計の安定経営を図り、一般会計からの繰入を必要としない経営基盤の確立を目指す。
----	---

### ■ 目標

数値目標	目標指数		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	単年度純利益	単位 百万円 (実績)	△ 510 △438	△ 305 △ 89	431 818	461 612
達成状況 (R3年度末時点)	下水道事業会計の安定経営を図った結果、令和3年度の純利益は612百万円となり、目標は達成できた。					

### ■ 年度計画

実施事項	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 財政計画の精査・使用料改定シミュレーション	経営状況の分析 			
② 上下水道事業運営審議会	下水道使用料の改定検討 			
③ 下水道使用料改定	条例案の提出 	周知期間 	使用料改定 	健全な経営 
平成30年度の取組内容	下水道事業における経営状況の分析を行い、下水道使用料の改定について、上下水道事業運営審議会において使用料改定の検討がされ答申を受けた。そこで、3月議会に下水道使用料改定に関する条例の改正案を提出したが、可決には至らず継続審査となった。			
令和元年度の取組内容	継続審査中であった条例改正案について、令和元年度6月議会で可決されたため、令和2年5月分からの下水道使用料改定にあたり、市民に広く周知した。			
令和2年度の取組内容	下水道使用料改定により純利益を計上し、下水道事業会計における安定経営の基盤ができた。			
令和3年度の取組内容	下水道使用料改定により純利益を計上し、継続して下水道事業会計における安定経営ができた。			

取組の達成状況 (R3年度末時点)	A: 計画どおり達成した
下段: 上記の説明	令和2年5月分からの下水道使用料改定により、純利益を計上できた。また、令和2年度までは債務超過の状態となっていたが、令和3年度から解消された。

計画期間(平成30年度～令和3年度)の主な成果及び今後の方向性	下水道事業会計は平成28年度から債務超過に陥っており、抜本的な経営効率化が課題となっていた。これについて上下水道事業運営審議会を設置し、下水道使用料の改定を検討した結果、下水道使用料改定に関する条例改正案が令和元年6月議会にて可決され、令和2年5月から使用料が改定され、令和2年度から純利益を計上し、令和3年度には債務超過が解消され、下水道事業会計の安定経営の基盤を形成することができた。今後は、施設の老朽化が進み更新需要がさらに増加していく事が見込まれるが、ストックマネジメント計画による維持管理費用の最小化や、流域下水道の更新投資の効率化を検討し、更なる経営の健全化を図る。
---------------------------------	---

担当部署	企業局 経営部 経営企画課	関係部署	
------	---------------	------	--

### 3 ごみの減量による焼却施設管理コストの縮減

<b>目的</b>	ごみ減量化を更に推進することにより、老朽化している環境清美工場の負担を減らし、現状4炉運転している焼却炉を3炉運転にすることで維持管理経費を削減する。また、ごみの減量により、新たに計画する新クリーンセンターの規模をコンパクトな施設にして、将来にわたるごみ処理経費を抑制する。
-----------	---

#### ■ 目標

数値目標	目標指数		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	燃やせるごみ搬入量	単位	78,000	71,000	67,000	71,000
		t/年	(実績)	78,905	79,100	74,378
	目標指数		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市民一人当たりの燃やせるごみの量	単位	600	545	520	555	
	g/日	(実績)	607	608	575	580

**達成状況 (R3年度末時点)**  
搬入量として令和元年度より大きく減少しているものの、令和2年度実績よりわずかに増加した。これは、コロナ禍の影響が徐々に落ち着いたことで社会活動が回復傾向に転じ、ごみ量が増加した影響があると考えられる。

#### ■ 年度計画

実施事項	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 雑がみの集団資源回収の拡大・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会へ協力依頼、説明</li> <li>集団資源回収実施状況調査</li> <li>協力古紙回収業者募集、公表</li> <li>しみんだより等で啓発</li> <li>市民向け認知度調査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学と連携し、学生と古紙再資源化の取組実施</li> <li>事業所と古紙業者とのマッチング実施</li> <li>市民向け認知度調査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知度調査を踏まえた事業の継続又は見直しの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源化可能な紙類の混入率を令和元年度推計値から1% (約800t) 削減する。</li> <li>市民向け啓発事業の継続</li> <li>学生と協働し新入生向け啓発の実施 (分別アプリ登録者数増⇒ごみ減量情報の拡散)</li> </ul>
② ごみ減量教育・啓発の推進、生ごみ処理機の普及推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ減量キャラバンの実施</li> <li>段ボールコンポストを用いたごみ減量教育</li> <li>生ごみ処理機の助成拡大</li> <li>市民向け認知度調査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ減量アイデアを募集・表彰</li> <li>動画・SNS発信による若年層向けごみ減量啓発の実施</li> <li>市民向け認知度調査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知度調査を踏まえた事業の継続又は見直しの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロス混入率を令和元年度推計値から1% (約800t) 削減する。</li> <li>小学校向けごみ減量キャラバンの実施校拡大</li> <li>食品ロス削減のための市民向け・事業者向け啓発活動の拡大</li> </ul>
③ 一般廃棄物処理手数料の適正化	条例案提出 改定(案)趣旨説明 周知期間 手数料改定(令和元年10月1日～)			
平成30年度の取組内容	① 燃やせるごみ削減のため、雑がみ回収を自治会に依頼。回収に協力する古紙回収業者を登録・公表、古紙の持込み回収場所の集約・公表。 ② 大学生にごみについての意識調査(アンケート)実施。 ③ 生ごみ処理機(電気式)の助成上限の拡大(2万円→3万円へ)、ダンボールコンポストを市立の小学4年生全クラスで取り組み実施。 ④ 一般廃棄物処理手数料の条例改正の影響を受ける市民、排出事業者、収集運搬許可業者への説明会を実施した。その後、平成30年12月議会で条例改正案を提案し、議決を得た。 平成31年2月から3月にかけて、排出事業者へ手数料改定と適正処理にかかる周知チラシを発送し、収集運搬許可業者及び排出事業者の説明会及びごみ減量講演会を実施した。			
令和元年度の取組内容	① 奈良大学の学生と協働でごみ減量啓発事業を開始(アプリチラシ作成と学生への周知、クリーンフェスタへの協力等) ② 生ごみ堆肥化容器の助成割合・限度額の引上げ(1/2→2/3、5千円→7千円)、ダンボールコンポストによる生ごみ減量モニターの実施 ③ 小学校向けごみ減量学習教材(スライド)の作成・提供、小学校でのごみ減量キャラバンの開催(令和元年度:5校) ④ 年度当初より市HPに継続して掲載。令和元年9月にしみんだよりに掲載、料金改定前の事業者向け周知チラシを配布、10月より料金改定を実施。			
令和2年度の取組内容	① 食品ロス削減に向けた啓発事業を実施 大手コンビニ各社及び市内小売店舗とてまどり運動の推進(啓発POP、ポスターの作成と店内掲示) 食品ロス削減啓発動画を職員の手により製作 ② 奈良大学生と連携したごみ減量啓発活動(学生製作のごみ分別アプリ宣伝チラシを新入生向けに配布、食品ロス削減動画の製作) ③ 新型コロナウイルス感染対策としてのごみの出し方の広報・啓発(HP・しみんだより・チラシ等) ④ 引き続き実施			

令和3年度の 取組内容	①	・食品ロス削減に向けた啓発事業を実施 小学校向けごみ減量キャラバンの実施
	②	・てまえどり運動の推進(協力店舗の拡大)、給食事業者の研修にチラシ等の配布 ・新型コロナウイルス感染対策としてのごみの出し方の広報・啓発(HP・しみんだより・チラシ等) ・草木類や給食残渣を使用した新たなたい肥化事業の試行実施
	③	引き続き実施

取組の達成 状況 (R3年度末時点) 下段：上記の説明	①	C：当初見込んでいた程の達成はできなかった
	②	新型コロナウイルスによる社会活動の停滞から徐々に回復する中で、前年度と比較しごみ搬入量が約150トン増加した。一方で、ごみの減量に向けた啓発により、小学校向けキャラバンは参加校数を伸ばし、てまえどり協力店舗数も増やすことができた。
	③	B：ある程度進捗した 平成29年度と比較し事業系ごみは大きく減量したが、令和3年度は新型コロナウイルスによる社会活動の停滞から回復傾向に進んだことで、事業系ごみは前年度と比べ約740トンの増加に転じた。

計画期間（平成30年度～令和3年度）の主な成果及び今後の方向性	①	平成30年度から取り組みを拡大させたごみ減量施策は、途中コロナ禍の影響もあり啓発事業が難しい時期もあったものの、計画期間前の平成29年度と比較し、令和3年度末で約6,500トンの削減をすることができた。しかし、目標値には及ばなかったため、今後コロナ禍による生活様式の変容や、国の方針（食品ロスやプラごみの削減）、環境清美工場焼却炉の負担軽減といった目的に即し、ごみ減量施策の見直しを図りつつ取り組みを進める。
	②	
	③	ごみ搬入手数料の見直しによる負担の適正化は進められたものの、事業系ごみの減量はコロナ禍の影響によるものが大きかった。今後、負担の適正化とあわせ事業者が積極的にごみ減量に取り組むよう誘導できるような施策を展開していく。

担当部署	環境部 廃棄物対策課、環境政策課	関係部署	環境部 環境清美工場
------	------------------	------	------------

## 4 外郭団体の経営自立化

<b>目的</b>	市と外郭団体の役割分担を明確化することにより、外郭団体の自立化を図る。
-----------	-------------------------------------

### ■ 目標

数値目標	目標指数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	市総合財団・市社会福祉協議会・市生涯学習財団への委託料・補助金予算 (H29年度:2,736百万円)	単位 百万円 (実績)	2,812	2,662	2,612
<b>達成状況</b> (R3年度末時点)	市総合財団・市社会福祉協議会・市生涯学習財団への経常的事業に係る令和3年度予算は2,566百万円であり、目標額の達成には届かなかったものの、平成30年度と比較して246百万円の削減を行うことができた。				

### ■ 年度計画

実施事項	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 外郭団体への関与について方針決定	市による人的関与、財政的関与のありかたを方針化	物件費、人件費、一般管理費等の積算基準策定	市の関与を減らし、経営自立化を促進するための施策の実施	
② 外郭団体の統合再編検討		<ul style="list-style-type: none"> <li>各団体の特性を踏まえた新たな事業形態の検討</li> <li>趣旨目的が類似している事業の統廃合等の検討</li> </ul>		
③ 外郭団体自らによる業務体制・給与体系等の検討	業務体制、給与体系等の検討		各団体による見直し	
<b>平成30年度の取組内容</b>	外郭団体に対する市の関与の方向性について、考え方を外郭団体に通知した。また、外郭団体に対する令和元年度予算について、指定管理料の人件費単価等を据置く一方で、指定管理料を非精算とし、外郭団体の経営努力を一層促進させる契機とした。			
<b>令和元年度の取組内容</b>	市が外郭団体に支出する非公募施設の指定管理料について積算の考え方を定め、経費の縮減を図るとともに、外郭団体に趣旨等を説明することで、外郭団体の自立化に向けた経営努力をより一層促した。			
<b>令和2年度の取組内容</b>	平成30年度及び令和元年度の取組に対するモニタリングを継続、外郭団体の経営状況を把握するとともに、今後の対応について検討を行った。			
<b>令和3年度の取組内容</b>	令和2年度に引き続き、団体の取組に対するモニタリングを継続し、外郭団体の経営状況を把握するとともに、今後の対応について検討を行った。			

<b>取組の達成状況</b> (R3年度末時点)	B: ある程度達成した
下段: 上記の説明	外郭団体に対する市の関与の方向性や、市が外郭団体に支出する非公募施設の指定管理料について積算の考え方を定め、市と外郭団体の役割分担を明確にすることで、外郭団体の自立化に向けた取組を一定進めることができた。

<b>計画期間（平成30年度～令和3年度）の主な成果及び今後の方向性</b>	平成30年度には外郭団体に対する市の関与の方向性についての考え方を各団体に通知し、令和元年度からは指定管理料について人件費の積算の考え方を定め、人件費単価等を据置く一方で、指定管理料を非精算とする等、経費の縮減を図るとともに、外郭団体の経営努力を一層促している。今後も外郭団体の自立に向けたサポートを行い、外郭団体の自立化に向けた取組を進めていくとともに、中長期的な外郭団体のあり方について、検討を行っていく。
--	---

<b>担当部署</b>	総務部 財政課	<b>関係部署</b>	福祉部 福祉政策課 教育部 地域教育課
-------------	---------	-------------	------------------------



## 5 公共施設の運営効率化

目的	施設運営の効率化を進めることにより、維持管理費や更新費用を抑制するとともに、施設の実情に合わせた環境整備を行う。
----	--

### ■ 目標

数値目標	目標指数		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	-	単位	-	-	-	-

※取組期間内の評価が困難なため、数値目標を設定しない。

### ■ 年度計画

実施事項	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 人権文化センターの運営方法等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営方法の見直し検討</li> <li>関係機関及び地元説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営方法等の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度を含めた運営方法の変更及び経費の抑制を図る</li> </ul>	
② 児童館の運営方法等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営方法の見直し検討</li> <li>施設利用者、関係機関及び地元説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営方法等の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営に関する確認及び指導</li> </ul>	
③ 連絡所の運営方法等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関及び地元説明</li> <li>必要な制度改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8連絡所の週2日開所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>週2日開所運営状況の調査分析及び検証</li> </ul>	
平成30年度の取組内容	①	平成30年12月に地元へ人権文化センターの運営効率化を説明。また、人権文化センター事業内容等を検証し、人権事業という特殊性を踏まえ、運営効率化に向けた方法の検討を行った。		
	②	民間の力を活用する方向で運営方法の見直しを検討した。また、地元及び関係機関へ市としての方向性を伝え、意見を聴く場を設けた。		
	③	関係課及び地元への説明を行い、また、必要な規則改正を行い、8連絡所において、週2日開所への見直しを行った。		
令和元年度の取組内容	①	平成30年度の検討を基に、新たな運営方法を関係機関及び地元と協議を行った。北人権文化センターは、地元の理解を得られた為、指定管理制度に移行した。		
	②	指定管理者の指定について令和元年度12月議会で承認を得た。関係機関や地元等にも説明を行い、指定管理者となる奈良市生涯学習財団と調整を行った。		
	③	週2日開所となった8連絡所に来所された方に対し、連絡所の開所日等についてのアンケートを実施し、意見集約を行うとともに、運営状況について調査を行った。		
令和2年度の取組内容	①	令和2年4月から、地元自治会を指定管理者として、北人権文化センターに指定管理者制度を導入した。他の人権文化センターには、令和元年度で地元と協議して出てきた課題・問題点等の解決方法等を引き続き協議、検討を進めた。		
	②	緊急事態宣言が発出され活動も制限されるなか指定管理者である奈良市生涯学習財団と課題を共有しながら円滑に管理運営できるよう指導を行った。		
	③	8連絡所において、2日開所の運営を継続し、運営状況の調査分析を行った。		
令和3年度の取組内容	①	地元自治会を指定管理者として運営している北人権文化センターの運営内容の充実を行った。他の人権文化センターについて、今後のあり方を協議、検討を行った。		
	②	4児童館が指定管理者制度下で安定して運営継続できるよう、また、より充実した児童館活動となるよう綿密な連携のもと問題点などを把握・共有し、対応及び指導を行った。		
	③	週2日開所の運営状況の調査分析を行った結果、平城連絡所及び伏見連絡所については、近隣に市民サービスセンターがあること等から、閉所後の住民サービスが低下しないよう対応策を講じた上で、3月末で閉所した。		

<b>取組の達成状況</b> (R3年度末時点)  <b>下段：上記の説明</b>	①	<p style="text-align: center;">B：ある程度達成した</p> <p>これまで市直営で運営していた北人権文化センターについて、地元自治会を指定管理者として、指定管理者制度を導入した。他の3か所についても、運営方法について検討を続けている。</p>
	②	<p style="text-align: center;">A：計画どおり達成した</p> <p>奈良市生涯学習財団と連携を密に取りながら、コロナ禍においても安定した児童館運営ができています。</p>
	③	<p style="text-align: center;">A：計画どおり達成した</p> <p>年度計画にあるよう週2日開所運営状況の調査分析・検証を行った上、さらに運営効率化を目的として2連絡所の閉所に向けた取組を行った。</p>

<b>計画期間（平成30年度～令和3年度）の主な成果及び今後の方向性</b>	①	令和2年4月から、地元自治会を指定管理者として、北人権文化センターに指定管理者制度を導入し、運営内容に充実を図った。他の人権文化センターについて、今後の運営方法等あり方を検討していく。
	②	指定管理者制度のもと、4児童館が安定した運営が継続できた。また地域の子どもの居場所作りに努め、充実した児童館活動ができていることから、今後も継続的に進める。
	③	令和元年度に週5日を週2日開所とし、人件費や維持管理経費を削減し、また令和3年度末をもって2連絡所を閉所し、運営効率化を図った。今後は、6連絡所について、引き続き効果検証を行い、運営効率化に向けた検討を行う。

<b>担当部署</b>	市民部 地域づくり推進課、共生社会推進課 子ども未来部 子ども育成課	<b>関係部署</b>	総務部 資産管理課
-------------	---------------------------------------	-------------	-----------

## 6 小中学校の規模適正化

目的	児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくには、一定の集団規模が確保されていることが必要である。 そのための適正な学校規模として12～18学級(1学年2～3学級)を基準としているが、平成30年度の平城西中学校区の右京小学校は7学級、神功小学校は9学級となっており、1学級しか編制できない学年が生じている。また、若草中学校区の鼓阪小学校と鼓阪北小学校は共に6学級となっており、全ての学年で1学級しか編制できない状況となっている。 そのため、「中学校区別実施計画(案)後期計画」(平成28～令和3年度)に基づき、子どものよりよい教育環境を整備するため、統合再編により、規模適正化を図ろうとするものである。
----	--

### ■ 目標

数値目標	目標指数		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		単位	-	-	-	-

※取組期間内の評価が困難なため、数値目標を設定しない。

### ■ 年度計画

実施事項	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 学校規模の適正化 ・平城西中学校区	保護者や地域住民等への説明		令和4年4月の開校を目指して保護者や地域住民等と協議	
		基本設計・実施設計	建設工事	
② 学校規模の適正化 ・若草中学校区	保護者や地域住民等への説明		保護者や地域住民等と統合再編に向けて協議	
③ 新たな適正化実施計画の策定			適正化実施計画の延長 (令和3年度まで)	新たな適正化実施計画の策定 (令和4年度～)
平成30年度の取組内容	平成28年10月に策定した「中学校区別実施計画(案)後期計画」に基づき、統合再編の対象となっている平城西中学校区の学校の保護者、地域住民等に対し、学校規模適正化についての説明会を開催した。			
令和元年度の取組内容	統合再編の対象となっている平城西中学校区については、開校に向け、右京小学校・神功小学校の児童を対象にワークショップを開催し、また、両地域から成る新しい学校づくりのための「平城西中学校区新小中一貫教育学校開校準備委員会」において、協議を行った。			
令和2年度の取組内容	平城西中学校区については開校準備委員会を12回開催し、協議の結果、開校時期を令和4年4月とすることや、新しい小中学校を「ならやま小学校」「ならやま中学校」とする案を決定した。また、新しい学校の校舎については、令和元年度に実施したワークショップでの意見を基に設計を行い、令和2年9月末から校舎建設工事を開始した。			
令和3年度の取組内容	平城西中学校区については、開校準備委員会を10回開催し、協議の結果、新設校の校名、校章、校歌等を決定した。若草中学校区については、早期に子どもたちの教育環境をより良いものとする必要があるため、学校規模適正化に向けて引き続き取り組むこととし、中学校区別実施計画(案)「後期計画」を1年延長した。			

取組の達成状況 (R3年度末時点) 下段：上記の説明	B：ある程度達成した  平城西中学校区については、校歌や校章を決定するとともに、教育カリキュラムや学校行事等について具体案を作成し、令和4年4月の開校に向け体制を整えることが出来た。また新校舎は令和4年2月に建設工事が完了した。若草中学校区については、早期に子どもたちの教育環境をより良いものとする必要があるため、学校規模適正化に向けて引き続き取り組むこととし、中学校区別実施計画(案)「後期計画」を1年延長した。
----------------------------------	---

計画期間(平成30年度～令和3年度)の主な成果及び今後の方向性	中学校区別実施計画(案)「後期計画」に基づき、平城西中学校区については、右京小学校と神功小学校を統合再編する方針決定を行い、平城西中学校と一体とした施設一体型小中一貫校「ならやま小中学校」として令和4年4月の開校に向け取組を進めた。 若草中学校区については、鼓阪北小学校は適応指導教室「HOP青山」と連携を図りながら推移を見守り、鼓阪小学校は令和8年度を目途に佐保小学校と統合する方針決定を行った。今後、地域の実情を踏まえ、保護者・地域住民の声を聞きながら取組を進めていく。
---------------------------------	--

担当部署	教育部 教育政策課	関係部署	教育部 教育施設課
------	-----------	------	-----------

## 7 幼保施設の機能と担い手の最適化

<b>目的</b>	現在の課題である市立幼稚園の過小規模化と保育所待機児童を解消し、適正な規模での教育・保育及び増加・多様化する保育ニーズへの対応を実施する。
-----------	---

### ■ 目標

数値目標	目標指数		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	市立こども園設置件数 (4月1日時点)	単位 園		16	19	18
(実績)			16	19	18	18
達成状況 (R3年度末時点)	目標指数		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	公私連携幼保連携型認定こども園及び公私連携型保育所設置件数(民間移管)(4月1日時点)	単位 園		-	-	2
(実績)			-	-	2	3

市立幼保施設の統合・再編及び民間移管の取組については、令和2年度以降は、民間移管を中心に取組を進めており、令和2年度に移管した2園に引き続き、令和3年度に市立保育所1園を公私連携型保育所として民間移管を完了し、目標値を達成した。

### ■ 年度計画

実施事項	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 市立こども園設置	朱雀・東登美ヶ丘・平城・若草こども園開園	学園南・辰市・伏見こども園開園		
② 公私連携幼保連携型認定こども園設置	移管先法人の選定	移管先法人への引継	鶴舞こども園・右京保育園を民間移管	富雄第三幼稚園の移管先法人への引継
③ 市立保育園の民間移管	民間移管方針の検討・公表	民間移管対象園保護者・地域説明 移管先法人の選定	移管先法人への引継 順次民間法人への移管を実施	富雄保育園を公私連携型保育所とする民間移管を実施。春日保育園・大宮保育園の移管先法人への引継
<b>平成30年度の取組内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年4月に朱雀・東登美ヶ丘・平城・若草こども園を開園した。</li> <li>平成31年4月開園に向けて、学園南・辰市・伏見こども園の設置に向けた新築及び改修工事を実施した。</li> <li>令和2年4月の公私連携幼保連携型認定こども園設置に向けて、鶴舞こども園・右京保育園の移管先法人を選定した。</li> <li>市立保育園民間移管方針の検討を進め、市立保育園民間移管に関する地域調整及び保護者説明会を実施した。</li> </ul>			
<b>令和元年度の取組内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年4月に学園南・辰市・伏見こども園を開園した。</li> <li>令和2年4月の公私連携幼保連携型認定こども園設置に向け、鶴舞こども園及び右京保育園と移管先法人による1年間の引継ぎ保育を行い、また移管3か月前から共同保育も行った。さらに、各園の移管先法人と奈良市及び保護者代表による三者協議会を開催した。</li> <li>富雄保育園・富雄第三幼稚園の民間移管及び統合を令和元年8月に公表し、令和2年3月に移管先法人を選定した。</li> <li>飛鳥幼稚園と極楽坊保育園との再編方針を令和元年9月に公表し、合同保育会議の実施、また両園の交流を行った。</li> <li>市立保育園3園(春日・大宮・伏見)では、保護者説明会や地域との調整を行い、民間移管方針を令和2年1月に公表した。</li> </ul>			
<b>令和2年度の取組内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年4月に、鶴舞こども園及び右京保育園を、公私連携幼保連携型認定こども園として民間移管した。</li> <li>令和3年4月の公私連携型保育所への移行に向け、富雄保育園と移管先法人による1年間の引継ぎ保育を行い、また移管3か月前から共同保育も行った。さらに、同園の移管先法人と奈良市及び保護者代表による三者協議会を開催した。</li> <li>令和2年度末まで飛鳥幼稚園の園運営を継続した後、令和3年4月から隣接する私立極楽坊保育園が幼保連携型認定こども園へ移行し、飛鳥幼稚園の在園児及び地域の1号認定の受け皿を確保するため、両園の合同保育を行った。</li> <li>令和4年4月の移管に向けて、春日保育園・大宮保育園の移管先法人を選定した。</li> <li>市立幼稚園3園(大宮・明治・大安寺西)では、保護者説明会や地域との調整を行い、民間移管及び公私連携幼保連携型認定こども園への移行方針を令和3年2月に公表した。</li> </ul>			
<b>令和3年度の取組内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年4月に、飛鳥幼稚園に隣接する私立極楽坊保育園が幼保連携型認定こども園へ移行し、飛鳥幼稚園の在園児及び地域の1号認定の受け皿を確保した。</li> <li>令和3年4月に、富雄保育園を公私連携型保育所として民間移管した。また、令和4年4月の富雄第三幼稚園との統合及び移管に向けて、移管先法人と1年間の引継ぎ保育を行い、移管先法人と奈良市及び保護者代表による三者協議会を開催した。</li> <li>令和4年4月の移管に向けて、春日保育園及び大宮保育園の各移管先法人と引継ぎ保育及び共同保育を行った。また、移管先法人と奈良市及び保護者代表による三者協議会を開催した。</li> <li>令和5年4月の移管に向けて、幼稚園3園(大宮・明治・大安寺西)の各移管先法人を選定した。</li> <li>保護者説明会や地域との調整を行い、令和4年2月に西大寺北幼稚園の民間移管の方針及び伏見南幼稚園と伏見保育園の統合・民間移管の方針を公表した。また、令和4年3月に二名幼稚園の閉園の方針を公表した。</li> </ul>			

<b>取組の達成状況</b> (R3年度末時点) 下段：上記の説明	A：計画どおり達成した
	公私連携幼保施設の設置及び設置に向けた引継ぎ保育などの取組については、計画通り進めることができた。また、市立幼保施設の民間移管に関する地域調整や保護者説明会を行い4園の方針公表を行ったほか、3園の移管先法人の選定を行った。

<b>計画期間（平成30年度～令和3年度）の主な成果及び今後の方向性</b>	令和2年度までは市立園の統合・再編によるこども園化を中心に取組を進め、令和2年度以降は民間移管を中心に取組を進めた。これにより、市立こども園及び公私連携型幼保施設の設置数が令和3年度時点で合計21園となった。 今後の市立幼保施設の再編の取組については、引続き民間移管を中心に、保育需要の動向等も鑑み、待機児童解消及び適切な集団規模での教育・保育の環境整備を目標に進める。
--	--

<b>担当部署</b>	子ども未来部 子ども政策課	<b>関係部署</b>	子ども未来部 保育総務課、 保育所・幼稚園課
-------------	---------------	-------------	---------------------------

## 8 職員定数の最適化・給与制度の見直しによる人件費の縮減

目的	職員定数の最適化・給与制度の適正化を通じて、人件費の歳出比率を見直す。
----	-------------------------------------

### ■ 目標

数値目標	目標指数		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員数 (平成30年4月1日時点) 2,718	単位 人	2,624 (児童相談所分30含む) ※平成31年4月1日時点	2,577 (児童相談所分30含む) ※令和2年4月1日時点	2,600 (定員適正化計画の見直し) ※令和3年4月1日時点	2,600 (定員適正化計画の見直し) ※令和4年4月1日時点
	(実績)	2,682	2,644	2,585	2,565	
決算における人件費率 (H29決算: 18.9%)	目標指数		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	単位 %	19.2	18.1	18.5	18.0	
	(実績)	18.7	17.5	14.6	16.7	

**達成状況 (R3年度末時点)**  
令和3年度の正規職員数(令和4年4月1日時点)は、定員適正化計画の見直し後の目標値2,600人を35人下回る、2,565人となった。また、令和4年度決算においては、人件費率は16.7%であり目標値を達成できた。  
※1 人件費比率について、令和2年度から会計年度任用職員の人件費を含む  
※2 人件費率の低下について、新型コロナウイルス対応のための物件費等が大きくなったことによるものが要因の一つと考えられる。

### ■ 年度計画

実施事項	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 職員数の削減	現行の定員適正化計画(以下、「現行計画」)に基づき推進			
② 次期定員適正化計画の策定		現行計画の検証	現行計画(1年延長版)の策定	次期定員適正化計画の策定
③ 給与制度の見直し	・他都市の給与制度の分析比較 ・給与制度の見直し	実施		人件費の削減(期末勤労手当算定時の管理職加算の廃止)
平成30年度の取組内容	他都市の給与制度の分析比較を行い、期末勤労手当算定時の管理職加算の廃止・通勤手当の改定等の給与制度の見直しを行った。 また、平成30年度から令和元年度にかけて、現行の定員適正化計画の見直し、非専門的任期付き職員等の活用状況や会計年度任用職員制度の導入を踏まえ、最適な人員構成を検討している。			
令和元年度の取組内容	平成30年度に制度改正を行い、期末勤労手当算定時の管理職加算の廃止を令和元年度から3か年で行うこととした。(令和元年度については従前の3分の1を削減)			
令和2年度の取組内容	令和元年度に引き続き、期末勤労手当の算定時の管理職加算の廃止を令和元年度から3か年で行う(令和2年度については従前の3分の2を削減)。また、現行の定員適正化計画を見直し、目標値の修正と計画期間の1年延長を行った。			
令和3年度の取組内容	令和2年度に見直した定員適正化計画をもとに、人員の管理及び人件費の抑制に努めた。また、次期定員適正化計画の策定に向けて検討を行った。			

取組の達成状況 (R3年度末時点)	B: ある程度達成した
下段: 上記の説明	見直しを行った定員適正化計画に基づき人員の管理を行い、人件費の抑制に努めることで、目標値は達成されたものの、次期定員適正化計画の策定には至らなかったため。

計画期間(平成30年度～令和3年度)の主な成果及び今後の方向性	職員数の最適化に向け、定員適正化計画に基づいた人員管理を行うとともに、コア業務を正規職員が担うことができる体制を構築するため、新たに導入された会計年度任用職員や任期付職員等の多様な人材を活用し、計画通り、職員の適正化を実施した。 また、給与制度の適正化に向け、期末勤労手当算定時の管理職加算の廃止、通勤手当の改定等、給与制度の見直しを行った。 これらの取組が要因となり、結果として正規職員数の低減、人件費比率の抑制が図られた。 今後は、人口減少社会がより進行することも見据えて、行財政改革の進捗も踏まえながら、次期定員適正化計画の策定に努めるとともに、給与制度については、人事院勧告に基づく各種制度の見直し等、情勢に即した制度となるよう取組を継続していく。
---------------------------------	---

担当部署	総合政策部 人事課	関係部署	
------	-----------	------	--

## 9 ごみ関連業務の段階的な民間委託の拡大

<b>目的</b>	ごみ関連業務の安定的かつ継続的な実施に向けて、環境部技能労務職員の減少及び高齢化の進行に対応する。
-----------	---

### ■ 目標

数値目標	目標指数		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	家庭系ごみ収集運搬業務民間委託率 (世帯数ベース)	単位 %	(実績)	56	56	70
再生資源収集運搬業務民間委託率 (世帯数ベース)	単位 %	(実績)	18	38	70	37
			8	8	16	37

<b>達成状況</b> (R3年度末時点)	家庭系ごみ収集運搬業務は民間委託率67%、再生資源収集運搬業務は民間委託率37%となり、令和3年度における目標値を達成した。
--------------------------	--

### ■ 年度計画

実施事項	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 家庭系ごみ収集運搬業務民間委託化の拡大	民間委託率56% (世帯数ベース)	民間委託率56% (世帯数ベース)	民間委託率70% (世帯数ベース)	民間委託率67% (世帯数ベース)
② 再生資源収集運搬業務民間委託化の拡大	民間委託率18% (世帯数ベース)	民間委託率38% (世帯数ベース)	民間委託率70% (世帯数ベース)	民間委託率37% (世帯数ベース)
<b>平成30年度の取組内容</b>	家庭系ごみ収集運搬業務については、令和2年度に民間委託率70%を達成するための関係者との協議を始めた。また再生資源収集運搬業務についても、民間委託を拡大するために関係者との協議を行った。			
<b>令和元年度の取組内容</b>	家庭系ごみ収集運搬業務及び再生資源収集運搬業務について、関係者と民間委託の拡大を協議した。			
<b>令和2年度の取組内容</b>	令和3年度の民間委託率の目標値達成に向け、家庭系ごみ収集運搬業務及び再生資源収集運搬業務について、関係者と協議を行った。			
<b>令和3年度の取組内容</b>	令和4年度に家庭系ごみ収集運搬業務民間委託率70%及び再生資源収集運搬業務民間委託率70%達成に向け、関係者と協議を行った。			

<b>取組の達成状況</b> (R3年度末時点) 下段：上記の説明	A：計画どおり達成した
	家庭系ごみ収集運搬業務については、令和3年度に関係者と協議を行い、令和4年度における民間委託率は70%となる見込みである。また、再生資源収集運搬業務についても、関係者と協議を行い、令和4年度における民間委託率は70%となる見込みである。

<b>計画期間（平成30年度～令和3年度）の主な成果及び今後の方向性</b>	家庭系ごみ収集運搬業務については、平成30年度の民間委託率56%から令和3年度に同67%まで委託を拡大した。再生資源収集運搬業務については、平成30年度の民間委託率8%から令和3年度に同37%まで委託を拡大した。 今後の方向性としては、家庭系ごみ収集運搬業務については令和4年度に民間委託率70%、再生資源収集運搬業務については令和4年度に民間委託率70%、令和5年度に民間委託率100%の達成を目指している。
--	--

<b>担当部署</b>	総務部 財政課 総合政策部 人事課 環境部 環境政策課	<b>関係部署</b>	環境部 リサイクル推進課、まち美化推進課、収集課
-------------	-----------------------------------	-------------	--------------------------